

なら歴史芸術文化村管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十七号

なら歴史芸術文化村管理規則の一部を改正する規則

なら歴史芸術文化村管理規則（令和二年十月奈良県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第一条の二 条例第四条、第五条、第八条第二項及び第九条に規定する知事の権限は、なら歴史芸術文化村の村長（以下「村長」という。）に委任する。

第二条から第七条まで、第九条及び第十条中「知事」を「村長」に改める。

第十四条中「並びに第十条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」を、「第十条並びに次条の規定の適用については、第三条第一項及び第二項、第四条、第五条、第九条並びに第十条の規定中「村長」とあるのは「指定管理者」と、次条中「村長」とあるのは「知事」に改める。

第十五条中「知事」を「村長」に改める。

第一号様式から第四号様式までの規定中「~~奈良県知事~~」を「~~なら歴史芸術文化村~~」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。